

「はい、こちら企業の労働1番です」電話はある企業の社長さんからでした。

「実は、うちの会社に仕事がとても遅い従業員がいます。似たような仕事をしている他の従業員は早く帰っていますが、彼だけいつも遅い従業員がいます。似たよ

うな仕事をしている他の従業員は早く帰っていますが、彼だけいつも遅い従業員がいます。似たよ

うな仕事をしている他の従業員は早く帰っていますが、彼だけいつも遅い従業員がいます。似たよ

うな仕事をしている他の従業員は早く帰っていますが、彼だけいつも遅い従業員がいます。似たよ

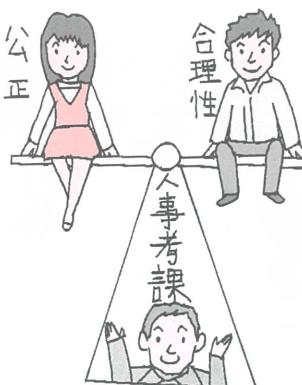
名北協会相談員日誌 96

# どちら企業の労働110番ですか



(一社)名北労働基準協会 専門職員  
社会保険労務士 竹村建紀

## 極めて業務効率が劣る労働者の割増賃金の支払い



ば問題ありません（ここでは、制度導入時における民事上の問題はなかつたものとします）。

その要件ですが、まず、賃金の引き下げがありうることとその基準について就業規則に規定され、従業員に周知されている必要があります。さらに、降格の仕組みが定められています。さもなくば、考課者が評価を下す場合、不適切な評価をする場合、結果不適正な評価をする場合です。このように、内容や運用が適正ではない人事考課を根拠とした降格は、民事上、無効となる可能性が高くなります。従業員にとってもこのような人事考課

件を満たさなければいけません。合うものに改めたいところです。多くの企業で人事考課が行われていますが、人事考課をこの合理性と公正さの扱り所とすることがあります。人事考課では、一般的に、被考課者である従業員を、様々な考課項目（要素）で多面的に評価します。また、複数の考課者によって多段階的に評価し、必要に応じて評価の修正・調整がなされます。考課期間の期首には、目標（評価基準）が明確にされます。こうした制度内容が、一定の合理性と公正さを担保するわけです。

しかし、人事考課制度の、内容や運用が適正でない場合、人事考課制度があつたとしても、合理性や公正さを示す根拠とはなりません。例えば、考課項目（要素）が、人物全体を評価するうえで不十分であつたり、不適当である場合や、考課者が、気に入らない従業員を落とし込めるために悪い評価をしており、考課者の訓練がされておらず、結果不適正な評価がされている場合です。このように、内容や運用が適正ではない人事考課を根拠とした降格は、民事上、無効となる可能性が高くなります。従業員にとってもこのような人事考課

がいかないでしょう。

逆に、人事考課の、内容や運用が適正であれば、従業員の納得を得られやすくなります。

企業への貢献度と待遇の不均衡を解消するにあたって、賞与を減額する方法もありますが、適正な人事考課を根拠とすれば、労働者の納得を得られやすいでしょう。※ただし、就業規則の記載内容や、賞与の性質によつては、減額できない場合があります。

人事考課制度の本来の目的は、降格などではなく、従業員の努力や挑戦を活発にし、企業の業績を向上させることです。制度自体や運用する側の人間が練られていてこそ、効果を發揮するものです。

愛知県下各労働基準協会では、企業を伸ばす人事考課の実現目的に「人事考課者研修」を開催しています。次回は、平成30年11月28日、平成31年1月31日の2回開催します。詳しくは、当協会ホームページもしくは総合受付（電話052-961-1666）までお問い合わせください。

イラスト・森沢康代